

### 3. 基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

- 協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について…………… P1
- 受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額…………… P2
- 無年金者数について…………… P3

### 4. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額…………… P4

### 5. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学・短期大学への進学率の推移…………… P5
- 年齢別の保険料納付率…………… P6
- 障害者の所得保障…………… P7

### 6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- パート労働者に対する厚生年金の適用範囲／被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金  
保険法等の一部を改正する法律案の概要…………… P8
- 「パートも派遣も厚生年金に(平成20年2月18日 朝日新聞朝刊3面)」…………… P10
- パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響…………… P11
- 事業主によるパート労働者に係る保険料徴収の事務処理フロー…………… P12
- 平成16年改正における第3号被保険者制度に関する議論の経緯…………… P15

### 7. 育児期間中の者の保険料免除等

- 子育て世帯における母親の就労状況及び経済的負担等に関する資料…………… P18
- 育児期間中の保険料免除について…………… P25
- 育児期間中の保険料免除の対象となる人数…………… P26
- 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿…………… P27

### 3. 基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について

(数値は 2007 年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー	チェコ	オランダ	カナダ	豪州	韓国	スペイン	イタリア	アイルランド	ハンガリー	スウェーデン	ルクセンブルク
受給資格期間	40 加入 四半期 (10 年 相当) (注 1)	なし (注 2)	5 年	なし	なし	25 年 (注 3)	なし	(OAS: 税方式) 10 年 居住  (CPP) なし	(AP: 税方式) 10 年 居住 (注 4)  (SG) なし	10 年	15 年	5 年	260 週 (5 年相 当) (注 5)	15 年	なし (注 6)	10 年

(注 1) 1000 ドル (118,000 円) の収入につき 1 四半期が付与される (最高で年間 4 加入四半期まで)。

(注 2) 2007 年の法改正により受給資格機関は撤廃。ただし、1945 年 4 月 6 日より前に生まれた男性及び 1950 年 4 月 6 日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金受給には、それぞれ 11 年又は 9.75 年の被保険者期間が必要。

(注 3) 受給開始年齢 (男性 61 歳 10 ヶ月、子を養育していない女性 60 歳) から受給する場合。なお、65 歳から受給する場合は 15 年。

(注 4) 「10 年連続して居住」又は「連続して 5 年、合計 10 年」のいずれかを満たすこと。

(注 5) 2012 年より 520 週 (10 年相当)。

(注 6) 保証年金については最低 3 年の居住期間が必要。

## 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	66,008円	49,506円	33,008円
	25年	41,258円	30,941円	20,630円
受給資格期間短縮後	20年	33,008円	24,753円	16,500円
	10年	16,500円	12,377円	8,250円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年(半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提)あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成20年度

## 無年金者数(推計)

○ 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	-
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

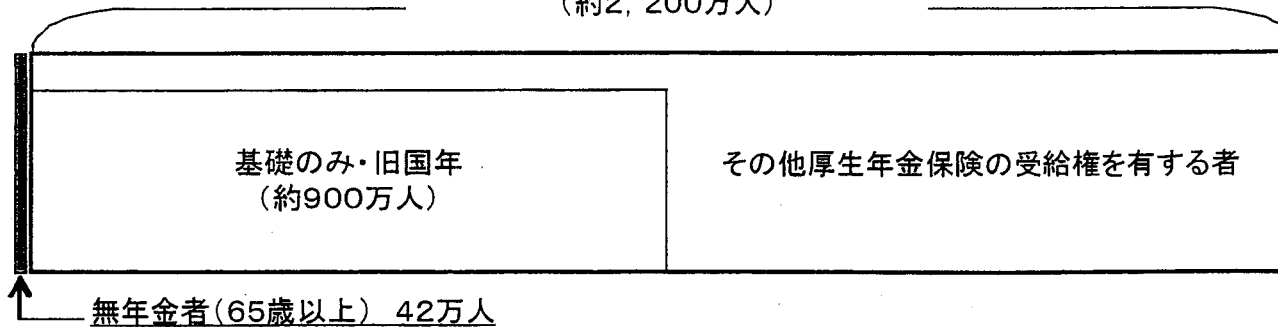
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】  
社会保険庁公表資料  
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者  
(約2,200万人)



## 4. 2年の時効を超えても保険料を 納めることのできる仕組みの導入

時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額

- 納付しようとする時点（仮に 60 歳）からみて、5 年前（55 歳）から 60 歳までの 5 年間分の保険料を後納する場合の支払総額について、一定の仮定の下で積算すると約 90 万円となる。
- また、10 年前（50 歳）から 60 歳までの 10 年間分の保険料を後納する場合の支払総額については、約 190 万円となる。

	5年前	10年前	15年前	20年前	25年前	40年前	45年前
1ヶ月分	15,800	17,200	18,700	20,300	22,100	28,500	31,000
1年分	189,300	206,000	224,100	243,800	265,200	341,600	371,600
5年分	918,600	996,100	1,083,700	1,179,000	1,282,600	1,651,700	1,796,900
10年分	-	1,914,600	2,079,700	2,262,600	2,461,600	3,169,800	3,448,600
15年分	-	-	2,998,300	3,258,700	3,545,300	4,565,200	4,966,700
20年分	-	-	-	4,177,300	4,541,400	5,847,900	6,362,200

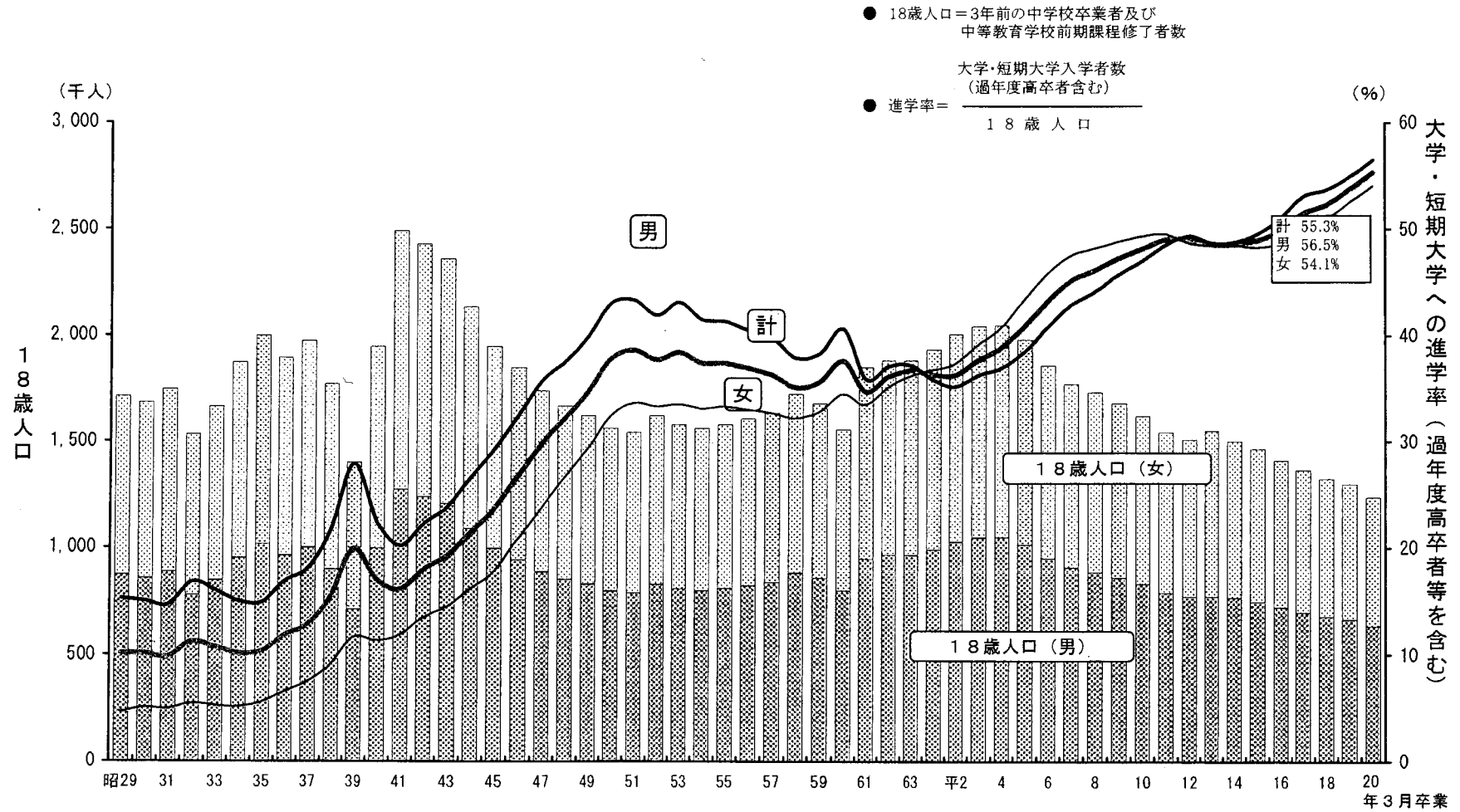
（積算の前提）

国民年金保険料が将来に向かって月額 15,000 円と仮定し、かつ、後納するに際し保険料に乗じる加算率について、現行の免除期間等に係る追納制度の加算率 1.7%（前年に発行された 10 年国債の表面利率の平均）を用いて計算。

## 5. 国民年金の適用年齢の見直し



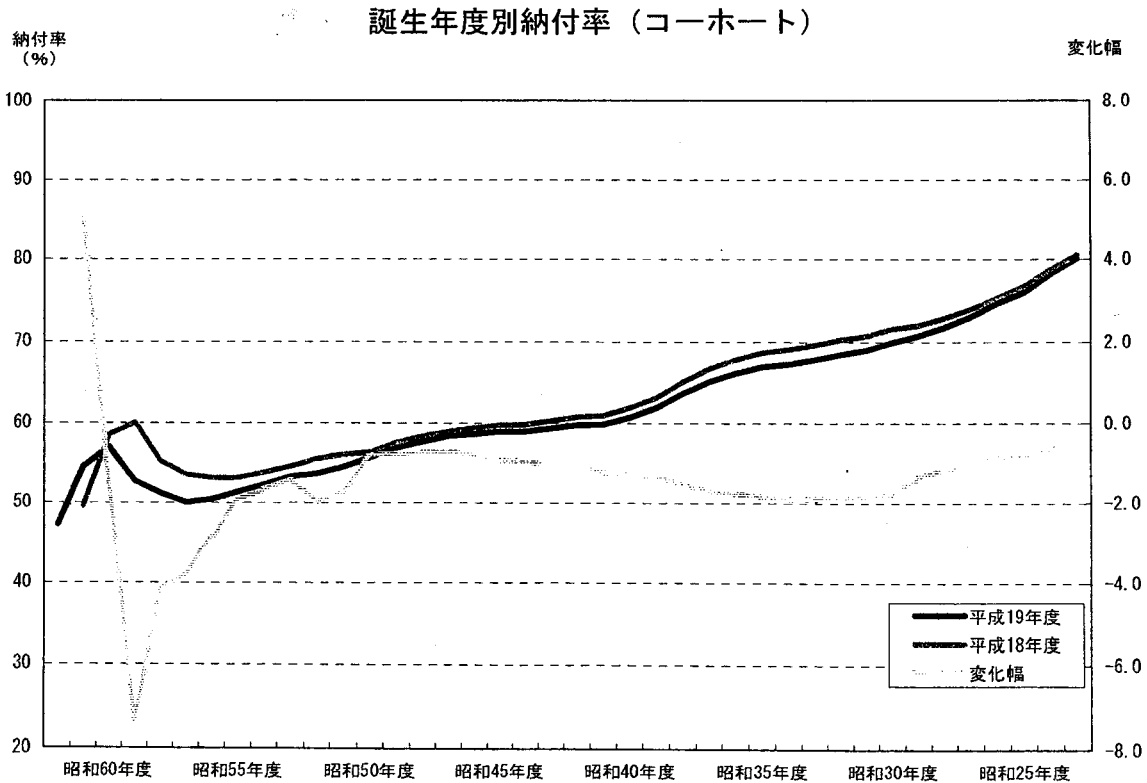
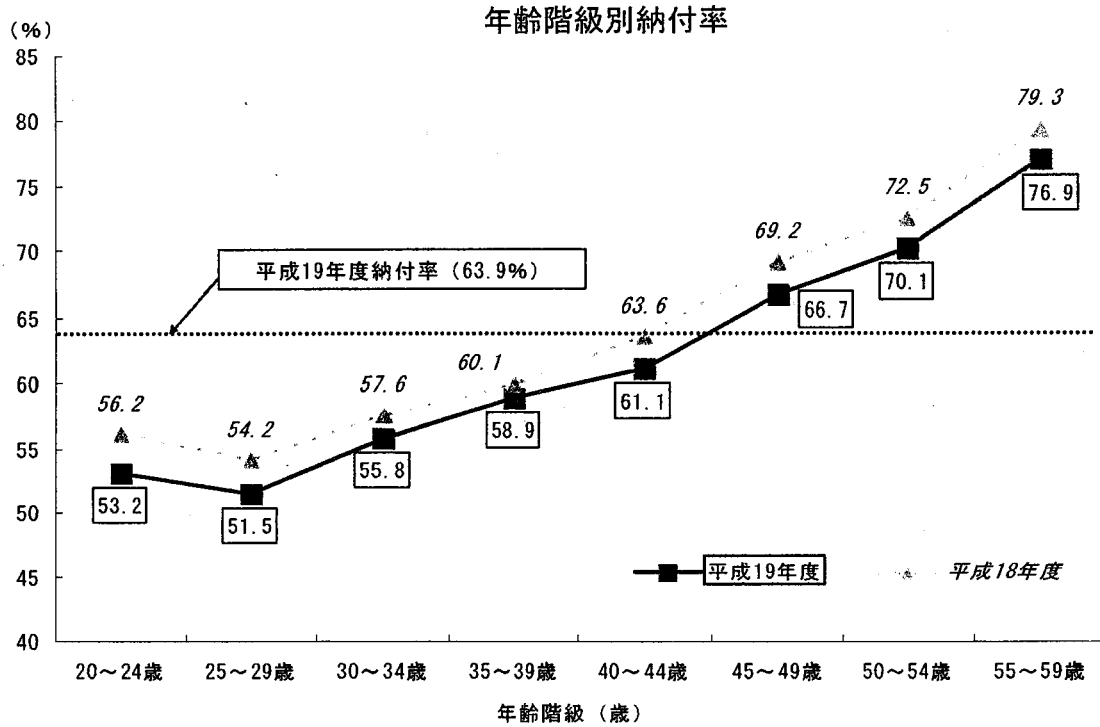
# 大学・短期大学への進学率の推移



### 年齢別の納付率

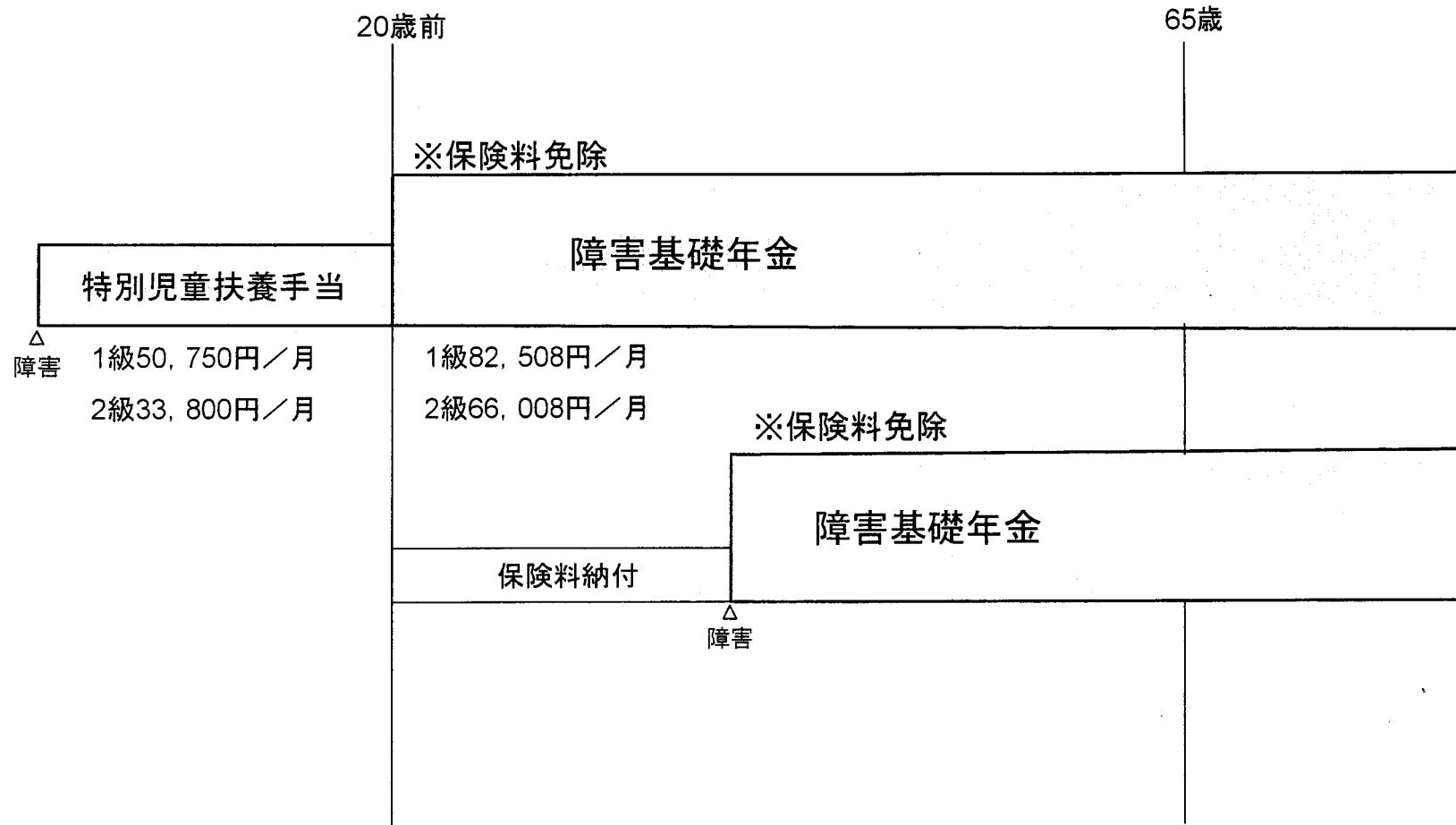
○ 平成19年度の納付率を5歳階級別に18年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。

また、誕生年度別に納付率をみても、すべての年代で納付率が低下している。



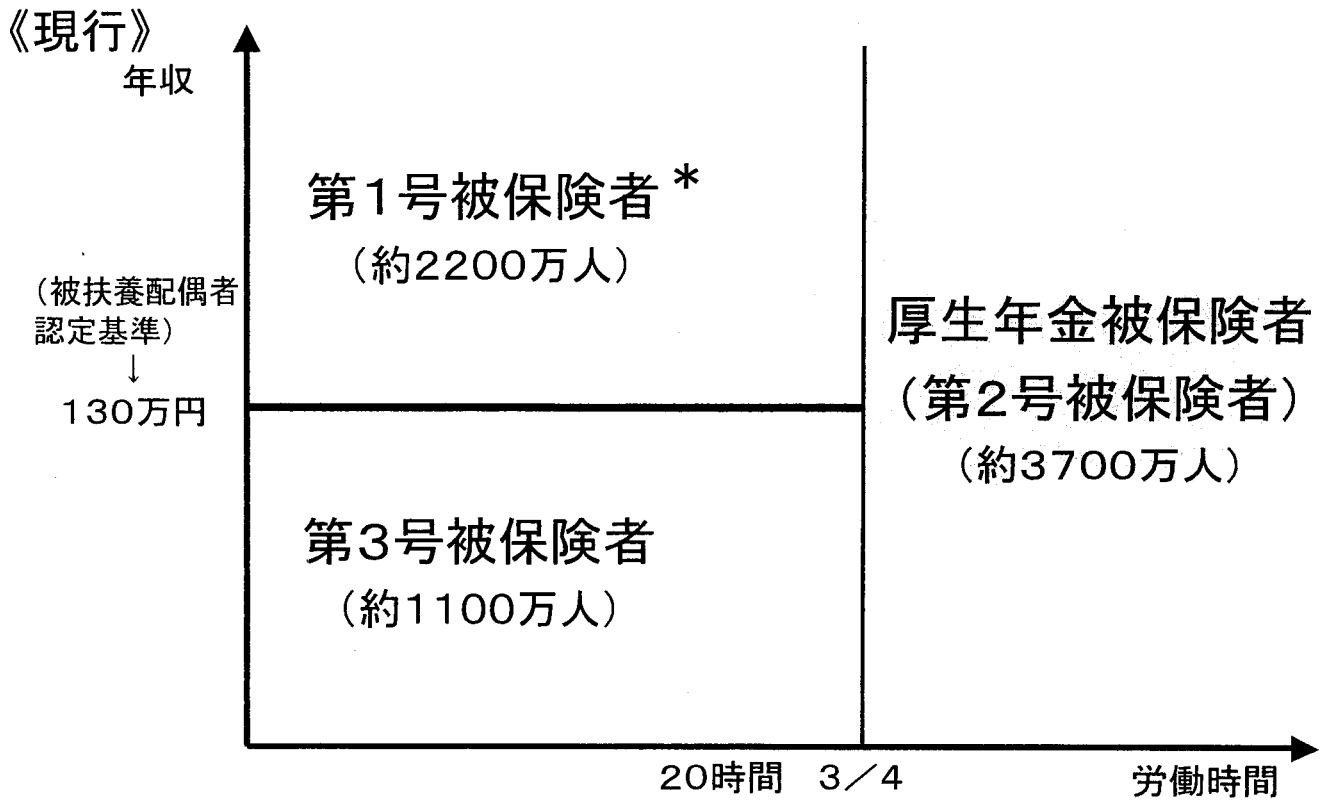
# 障害者の所得保障

- 20歳前に障害状態となった障害児については、20歳に達するまでの間、特別児童扶養手当がその子を扶養する親等に支給される。この子が20歳に達した後は、国民年金より、障害基礎年金が本人に対して支給される。(ただし本人の所得に基づく所得制限がある)
- 20歳以後に障害状態になった者に対しては、国民年金から障害基礎年金が本人に対して支給される(厚生年金加入者の場合、これに合わせて、障害厚生年金も支給される)。
- いずれの場合も、年金額は満額の老齢基礎年金と同額(障害等級1級の場合には、1.25倍の額)であり、障害基礎年金の受給者は、国民年金の保険料は全額免除される。

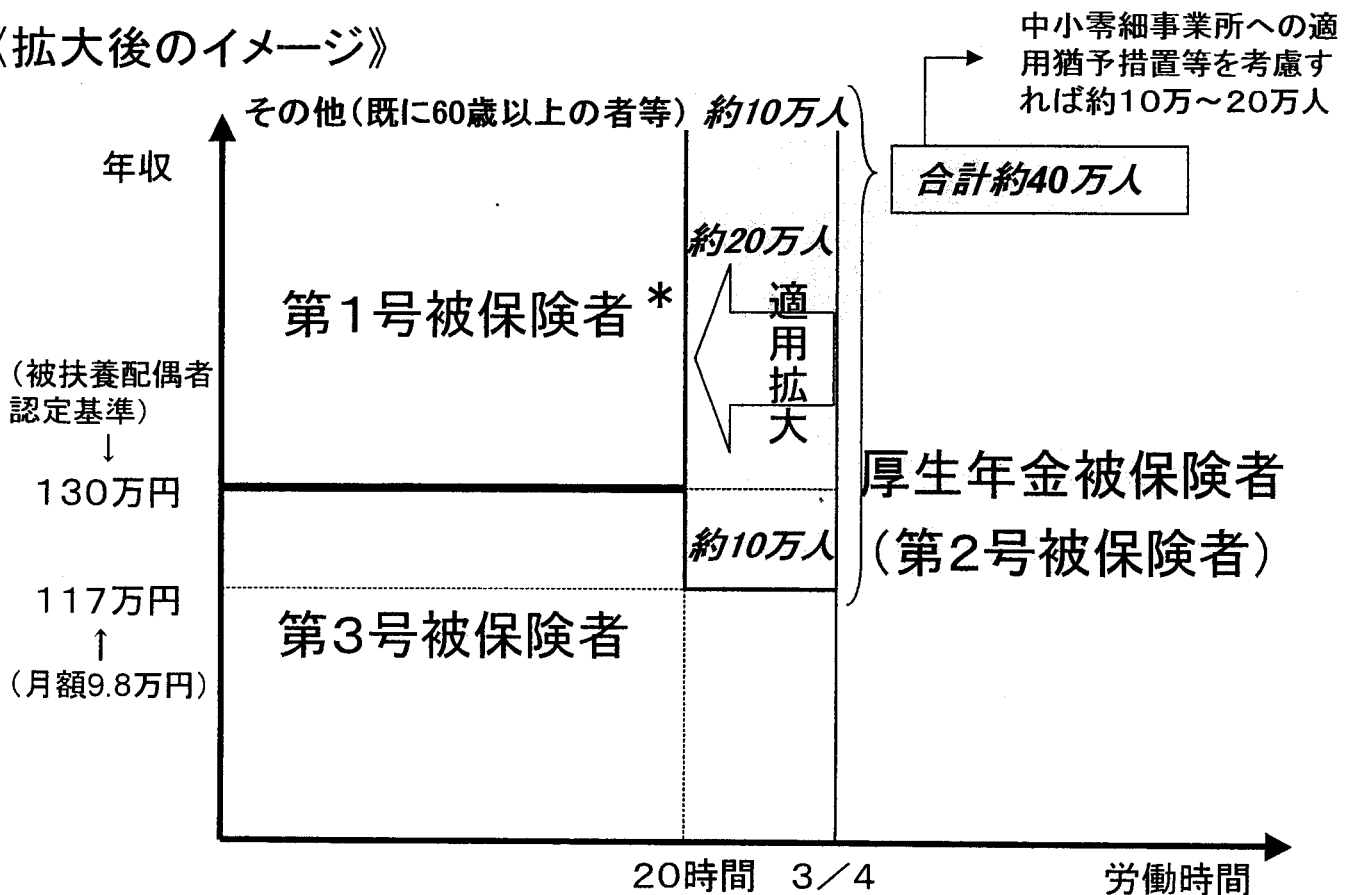


## 6. パート労働者に対する厚生年金 適用拡大等

# パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



## 《拡大後のイメージ》



\* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

# 被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

## 1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

## 2. 法律案の概要

### (1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・60歳前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限 18.3%)に統一。

- ・平成 22 年から引き上げ、公務員共済は平成 30 年、私学教職員は平成 39 年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

- ・新3階年金については、平成 19 年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

### (2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。  
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

- ・「所定労働時間 20 時間以上」、「賃金月額 98,000 円以上」、「勤務期間 1 年以上」の 3 基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員 300 人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。

② 企業年金に係る規定の整備等。

## 3. 施行時期

- ・原則、平成 22 年 4 月 1 日(一部は平成 23 年 4 月 1 日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成 23 年 9 月 1 日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年 4 月 1 日。

※ 本法案は平成 19 年 4 月 13 日、第 166 回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

# パートも派遣も厚生年金に

## 希望社会への提言 17

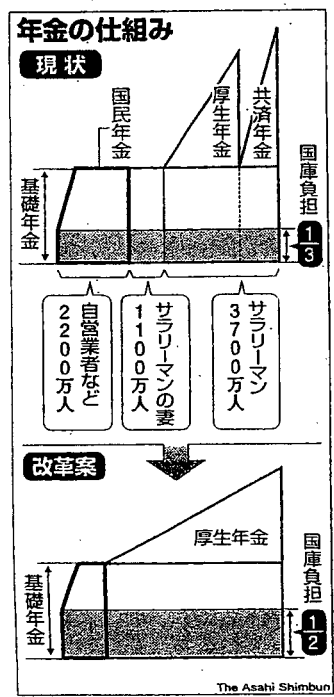
専業主婦も保険料を払ってほしい  
低年金者は生活保護を受けやすくしよう

年金は税に頼りすぎず、保険方式を基本としていく。前回はそう提言した。問題は国民年金の保険料を払わない未納も未加入をいかに減らすかである。

そこです。パートも派遣で働く人のうち、いまは厚生年金の対象になっていない約1200万人を対象に加えていくことを提案したい。この人たちにも未納も未加入が多いからだ。  
厚生年金の傘を広げることで年金の統合を進め、実質的に一元化していくという考えだ。  
非正規の労働者を厚生年金に加えるこ

この改革が進むと、パートで働く主婦はみんな厚生年金に入ることになる。いまサラリーマンの妻の専業主婦には、国民年金の保険料を払わなくても年金がもらえる「第3号被保険者制度」がある。ふつうパートの主婦はこの3号になっているが、厚生年金に移るので、3号の人数はもっと減るはずだ。

新たな保険料負担は、とくに中小零細企業にとって重荷となるに違いない。だが、その我慢が従業員のやる気や企業の活力を生むことにもつながる。移行時には企業の負担を和らげるため、法人税の軽減といった支援策を考えたい。厚生



年金の加入者がこうして増えていけば、国民年金に入る人は半減し、ほぼ自営業者だけが残る状態になる。そうすると、徴収の事務にもっと真剣に取り組める。高所得の未納者を調べて強制徴収に力を入れればよい。逆に低所得で保険料を払えない人には、免除をきめ細かく適用できるようにする。

しかし、それでも低年金者や無年金者を完全になくすることはできない。年金を税で賄う方式と比べた最大の弱点だ。それをカバーするため、例えば低年金者には生活保護をもっと受けやすくするなどの配慮を検討してはどうか。

度の一元化が完成する。さて、制度問題とは別に、果たして将来も年金の水準を維持しているかどうかという資金的問題もある。年金保険料は厚生年金が給料の18.3%（労使負担の合計）、国民年金は月1万6900円までだんだん引き上げて、そこで固定することが決まっている。受け取る年金は、保険料収入に国庫負担や積立金の取り崩しも財源に加えて、その範囲内で決める仕組みだ。

厚生年金の受給額はいま、現役時代の平均手取り収入の約6割の水準にある。高齢化が進むに連れて下がっていくを得ないが、それでも現役の5割は確保できるといのが政府の説明だ。プラン通りに行くか。もっと落ち込むのか。それは今後の経済成長や少子化の度合いによりけりだ。それが見えてくる十数年先になって、もしも5割を切る見込みになったら、65歳の受給年齢を引き上げるか、受給水準を下げるか、保険料を上げるかの選択を迫られる。安定成長と次世代の育成。それこそが年金制度を支える力である。